

## 福島県農業近代化資金保証料補助事業補助金交付要綱

(平成30年3月27日付け29農経第4196号福島県農林水産部長通知)

(最終改正 令和 3年8月24日付け 3農支第2023号福島県農林水産部長通知)

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)の区域において営農再開した被災農業者、及び県内において風評被害により経営に支障をきたしている被災農業者(以下「被災農業者という。’)が融資を受けるにあたり、農業近代化資金(以下「近代化資金」という。’)を融通する農業協同組合等融資機関に対する利子補給に加え、債務保証に係る保証料の一部を補助し、被災農業者の負担を軽減するため、福島県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。’)に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。’)及びこの要綱の定めにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、基金協会が、本要綱第3条に定める農業者等の福島県農業近代化資金利子補給要綱(昭和46年4月21日付け46農経第172号福島県農政部長通知)第1条第1項第1号の規定に基づき利子補給を行う近代化資金の債務保証を行う場合に、債務保証に要する保証料の2分の1を農業者等に代わり、基金協会に対して交付する。

2 第1項で規定する補助の対象は、福島県が4月1日から翌年3月31日までの間に利子補給承認したものに対し、基金協会が同期間内に債務保証を承諾したものとする。

3 補助金を交付するにあたり、1円未満の端数が生じた場合には小数点以下を切り捨てた額とする。

(補助対象者の条件)

第3条 第2条で規定する農業者等とは、福島県農業近代化資金融通措置要綱(平成14年8月7日付け14農経第432号福島県農林水産部長通知)第2の1の(5)に掲げる者とし、保証料の支払方式で一括前取方式を選択する場合のみ対象とする。

(申請手続等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、福島県農業近代化資金保証料補助事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

なお、申請書及び申請書に添付すべき書類の提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は補助金の増額が伴わない事業費の30%以内の変更とする。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県農業近代化資金保証料補助事業変更(中止又は廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならないものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項の規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、福島県農業近代化資金保証料補助事業補助金概算払請求書(第3号様式)によるものとする。

(状況の報告)

第9条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、福島県近代化資金保証料補助事業実施状況報告書(第4号様式)により、10月7日までに行うものとする。

(事業完了の報告)

第10条 基金協会は、補助事業完了後速やかに福島県農業近代化資金保証料補助事業完了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならないもの

とする。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付の決定を受けた基金協会は、事業が完了した場合は、福島県農業近代化資金保証料補助事業補助金交付請求書（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県農業近代化資金保証料補助事業補助金実績報告書（第7号様式）によるものとし、その報告期限は、補助事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日。）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(会計帳簿等の整備)

第13条 基金協会は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。